

## 能美市空き家バンク制度要綱

平成26年4月21日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、能美市における空き家の有効活用を通して、本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、能美市空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する建築物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の賃貸及び売買を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の賃貸又は売買を希望するその所有者等から申し込みを受けた情報を、市内へ定住することを予定し、空き家の紹介を希望する者に対し、紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家バンクへの物件の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び空き家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容及び当該物件を調査

の上、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前2項の登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家バンクに係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条の登録を受けた申込者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(様式第3号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は能美市空き家バンク登録抹消届出書(様式第4号)の提出があったときは、空き家バンクの登録を抹消するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録を抹消することができる。

(1) 登録内容に虚偽があったもの

(2) その他市長が適当でないと認めるもの

3 市長は、前2項のいずれかの規定に該当し、当該物件の登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(登録空き家情報の公開等)

第7条 第4条の規定より登録した空き家に関する情報の一部は、市のホームページ等により公開する。ただし、登録申請者が情報の公開を拒否する場合は、記載しないものとする。

2 前項の規定により公開する登録空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

(1) 登録番号

(2) 所在地

(3) 概要

(4) 利用状況

(5) 設備状況

(6) 位置図及び間取り図

(7) その他

(空き家バンク登録物件の利用)

第8条 空き家バンクを利用しようとする者は、空き家バンク利用申込書(様式第6号)に希望物件の番号その他の必要事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅延なく当該利用希望者へ回答するものとし、市長へその結果を報告するものとする。

(空き家バンク利用希望者の要件)

第9条 前条の規定による利用希望者は、次のすべての要件を満たしている者でなければ利用することができない。

(1) 市内に定住又は滞在を目的として空き家の購入又は賃貸を希望し、かつ、公序良俗に反する恐れがない者

(2) 居住する地域のコミュニティ活動に参加する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 登録者及び利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を棄損及び滅失することがないように適正に管理すること。

(3) 空き家バンクから取得した個人情報にあたっては、当該個人情報を市長の承

諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報、業務終了後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏洩、棄損、滅失等の事実が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表のから施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第96号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。